



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年2月16日金曜日 第484号

## ◇ 目 次 ◇

一部事務組合の規約の変更許可.....(市町振興課).....59

液化石油ガス販売事業者の認定.....(消防防災安全課).....59

医療機関の指定.....(保健福祉課).....59

指定医療機関の廃止の届出.....( " ).....60

指定施術機関の廃止の届出.....( " ).....60

指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....( " ).....60

漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....(水産課).....60

漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....( " ).....60

建設業者の許可の取消し.....(土木管理課).....60

建築士の免許の取消し.....(建築住宅課).....61

土地改良区の定款変更の認可.....(東予地方局農村整備課).....61

建設業者の許可の取消し.....(東予地方局管理課).....61

道路の供用開始(一般国道319号).....(東予地方局四国中央土木事務所).....61

道路の供用開始(県道今治丹原線).....(東予地方局今治土木事務所).....61

道路の供用開始(県道桜井山路線).....( " ).....62

道路の区域変更(一般国道494号).....(中予地方局久万高原土木事務所).....62

## 公 告

愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・支援及び利用支援業務の委託.....(スマート行政推進課).....62

交通管制センター、サブセンター等設備保守業務の委託.....(警察本部会計課).....63

## 教育委員会規則

愛媛県市町立学校職員の人事評価に関する規則及び愛媛県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則.....(義務教育課).....64

## 教育委員会告示

愛媛県指定有形文化財の指定、愛媛県指定無形文化財の保持者の追加認定及び愛媛県指定天然記念物の指定の一部解除.....(文化財保護課).....66

## 雑 報

危険物取扱者試験の実施に関する公示.....(消防防災安全課).....66

消防設備士試験の実施に関する公示.....( " ).....67

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第101号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり愛媛県市町総合事務組合の規約の変更を許可した。

令和6年2月16日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 変更事項

令和6年3月31日をもって、愛媛県市町総合事務組合の構成団体である大洲市を、日本国内で交通事故により災害を受けた構成団体の住民又はその遺族の生活の共済に関する共同処理事務構成団体から脱退させる。

#### 2 規約変更年月日

令和6年4月1日

#### 3 規約変更許可年月日

令和6年2月8日

### ○愛媛県告示第102号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第35条の6第1項の規定により、次のとおり液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和6年2月16日

愛媛県知事 中村時広

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所	認 定 日 年 月 日
J A えひめエネルギー株式会社	石川 忠 司	松山市西垣生町1800番地7	令和6年 2月7日

### ○愛媛県告示第103号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和6年2月16日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
井石内科医院	新居浜市西原町一丁目1-65	令和5年12月10日

○愛媛県告示第104号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和6年2月16日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
井石内科医院	新居浜市西原町一丁目1番65号	令和5年12月9日
重見内科医院	今治市国分三丁目13-45	令和5年12月27日

○愛媛県告示第105号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和6年2月16日

愛媛県知事 中村時広

施術機関の氏名	施術機関の住所	廃止年月日
宇都宮 弘 幸	宇和島市保田甲737番地12	令和5年11月13日
田 村 由希子	宇和島市吉田町北小路甲199	令和5年11月13日

○愛媛県告示第106号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和6年2月16日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
株式会社東雲精工	新居浜市東雲町二丁目6番65号	デイサービスセンターゆとりーさ	新居浜市東雲町二丁目6番65号	令和5年12月31日

○愛媛県告示第107号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和6年2月16日

愛媛県知事 中村時広

（東予地方局農林水産振興部今治支局水産課管内）

大三島加入区

1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（令和2年2月愛媛県告示第142号）による保険に付すべき義務は、令和6年2月15日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和6年2月16日

愛媛県知事 中村時広

（東予地方局農林水産振興部今治支局水産課管内）

大三島加入区

○愛媛県告示第108号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第

○愛媛県告示第109号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和6年2月16日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-2)第16703号	令和2年6月17日	㈲日晴建設	日野 裕二	新居浜市角野3513-3	令和6年2月5日	とび・土工事業 電気事業 管工事業 鋼構造物工事業 機械器具設置工事業 熱絶縁工事業 解体工事業	同社の元役員が、建設業法第8条第12号に規定する欠格要件に該当していたことが判明したため。

○愛媛県告示第110号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和6年2月16日

愛媛県知事 中村 時 広

免許の取消年月日	免許の取消しを受けた建築士			免許の取消しの理由
	氏名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
令和4年6月7日	参川 喜好	木造建築士	愛媛県知事登録第113号	死亡による

○愛媛県告示第111号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、道前平野土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年2月16日

愛媛県東予地方局長 客本 宗嗣

○愛媛県告示第112号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第5号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和6年2月16日

愛媛県知事 中村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-1)第14328号	令和元年9月14日	武田設備工業(有)	武田 公子	西条市円海寺158-4	令和6年1月9日	土工事業 とび・土工事業 管工事業、水道施設工事業	建設業の廃止
(般-4)第18846号	令和4年6月28日	㈱しまなみ地所	榎 祐輔	今治市旭町3-2-10	令和6年1月12日	建築工事業	建設業の廃止
(般-4)第16267号	令和5年3月25日	㈱曾我部建設	曾我部幸司	西条市朔日市147-1	令和6年1月19日	建築工事業 大工工事業	建設業の廃止
(般-4)第13750号	令和4年6月27日	友進設備	石川 政晴	四国中央市金生町下分12-13-2	令和6年1月22日	管工事業	建設業の廃止
(般-1)第11835号	令和2年2月24日	石川板金工業(有)	石川 照雄	四国中央市金生町山田井乙33-20	令和6年1月25日	屋根工事業 板金工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第113号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局四国中央土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年2月16日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	319号	四国中央市新宮町上山2897番3から 同町上山2899番3まで	令和6年2月16日

○愛媛県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年2月16日

愛媛県知事 中村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	今治丹原線	今治市別名字中河原233番19から 同市別名字中河原233番11まで	令和6年2月16日

○愛媛県告示第115号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年2月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	桜井山路線	今治市上徳字大道上乙105番10から 同市上徳字大道上乙104番27まで	令和6年2月16日

○愛媛県告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和6年2月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	494号	上浮穴郡久万高原町本組1427番5から 同町本組1429番地先まで	旧	メートル 13.9～36.6	キロメートル 0.048	
		上浮穴郡久万高原町本組1427番5から 同町本組1429番地先まで	新	17.0～36.6	0.048	

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年2月16日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県基幹ネットワークシステム運用管理・支援及び利用支援業務の委託

(2) 委託業務名及び数量

庁内LANシステム運用管理・支援及び利用支援業務 一式  
農業土木システム運用管理・支援及び利用支援業務 一式  
土木システム運用管理・支援及び利用支援業務 一式  
端末ログ記録管理システム利用支援業務 一式  
テレワークシステム（閉域接続サービス）運用管理・支援及び利用支援業務 一式

(3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所

知事が指定する場所

(6) 入札方法

(7) この入札は、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）に基づき、所定の手続きにより紙入札を承諾した場合を除き、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う。  
なお、電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合は、紙入札を行うものとする。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) ISO27001の認証を取得している者であること。

(3) 本委託業務と同程度以上のネットワークシステム及び仮想環境におけるサーバ等の運用管理・支援及び利用支援業務の提供に関して十分な実績を有し、入札参加資格確認申請書の提出に

より適切かつ確実に委託業務を開始できる体制が整備されていることを証明した者であること。

- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中ではない者であること。
- (5) 「特定調達参加希望」の登録をしている業者であること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札による場合にあっては、次に掲げる場所へ、持参又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）により提出すること。

愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課スマート行政情報グループ

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2289

- (2) 入札書の受領期限

ア 電子入札による場合は、令和6年3月22日（金）から令和6年3月27日（水）午前9時59分までの電子入札システム稼働時間中（愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）以外の日の午前9時から午後8時までをいう。以下同じ。）に提出すること。

イ 紙入札による場合は、令和6年3月22日（金）から令和6年3月27日（水）午前9時59分までの受付時間中（県の休日以外の日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）に(1)に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。

ウ 郵送等により入札書を提出する場合は、令和6年3月27日（水）午前9時59分までに、(1)に掲げる場所に必着のこと。

- (3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所

令和6年3月27日（水）午前10時

愛媛県庁本館1階 システム設計室

### 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）を知事に提出し、入札参加資格の確認を受けること。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### ア 確認申請書の提出場所及び提出方法

電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合にあっては、3(1)に掲げる場所へ、持参又は郵送等により提出すること。

#### イ 確認申請書の受領期間

(ア) 電子入札による場合は、令和6年2月16日（金）から令

和6年3月8日（金）午後5時までの電子入札システム稼働時間中に提出すること。

- (イ) 紙入札による場合は、令和6年2月16日（金）から令和6年3月8日（金）午後5時までの受付時間中に3(1)に掲げる場所へ持参又は郵送等により提出すること。

#### ウ 郵送等による確認申請書の取扱い

郵送等により確認申請書を提出する場合は、令和6年3月8日（金）午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

- (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否

要

- (6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他

詳細は、入札説明書による。

### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:

Operation management and Use support service for Administrative Affairs Local Area Network, 1 set

Operation management and Use support service for Agricultural Engineering System, 1 set

Operation management and Use support service for Public Works System, 1 set

Use support service for Device Log Management System, 1 set

Operation management and Use support service for Telework System, 1 set

- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 27 March 2024

- (3) For further information, please contact: Smart Administrative Computerization Group, Smart Administrative Promotion Division, Digital Strategy Subdepartment, Planning and Development Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

Tel 089 912 2289

### ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和6年2月16日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 入札に付する事項

- (1) 件名

交通管制センター、サブセンター等設備保守業務委託

- (2) 委託業務名及び数量

交通管制センター、サブセンター等設備保守業務委託 一式

- (3) 委託業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

- (4) 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所  
松山市若草町7番地1(交通管制センター)ほか
- (6) 入札方法  
入札金額は、交通管制センター、サブセンター等設備保守業務に係る一切の経費を含めた額を記載すること。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
  - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 委託業務と同程度の交通管制センター、サブセンター等設備保守業務の実績を有し、適切かつ確実に委託業務を履行できる体制が整備されていることを証明した者であること。
  - (3) 現に法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料を滞納していない者であること。
  - (4) 開札をする日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
  - (5) 申請書の受付期間中に競争入札参加申請書を提出した者であること。
- 3 入札書の提出場所等
  - (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
愛媛県警察本部警務部会計課管財係  
〒790 8573  
愛媛県松山市南堀端町2番地2  
電話 (089)934 0110
  - (2) 入札書の受領期限  
令和6年3月28日(木)午前11時00分
  - (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。

- (4) 開札の日時及び場所  
令和6年3月28日(木)午前11時00分  
愛媛県警察本部 地下1階会議室
- 4 その他
  - (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則第135条から第137条までの規定による。
  - (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、2の(2)を証明できる書類を次の期限までに提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
ア 提出期限：令和6年3月26日(火)午後5時15分  
イ 提出場所：3の(1)に掲げる場所
  - (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
  - (5) 契約書作成の要否  
要
  - (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
  - (7) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
  - (1) Nature and quantity of the service to be rendered:  
Maintenance and up keep of Traffic Control Center and Sub center , 1 set
  - (2) Time limit of tender: 11:00 a.m. , 28 March , 2024
  - (3) For further information , please contact: Finance Division , Police Administration Department , the Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan  
TEL: 089 934 0110 ( ex . 2273 )  
FAX: 089 943 2892  
e mail: kaikei@police.pref.ehime.jp

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第1号

愛媛県市町立学校職員の人事評価に関する規則及び愛媛県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年2月16日

愛媛県教育委員会

教育長 田所 竜二

愛媛県市町立学校職員の人事評価に関する規則及び愛媛県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

(愛媛県市町立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正)

第1条 愛媛県市町立学校職員の人事評価に関する規則(昭和33年愛媛県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(人事評価の種類及び実施の時期)</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)に対する第2項及び第3項の規定の適用については、第2項中「11月1日」とあるのは「<u>6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)</u>」と、第3項中「5月」とあるのは「15日」とする。</p> <p>6 <u>前項の規定により読み替えて適用する第2項の規定は、基準日前1箇月以内にそれぞれ退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても、適用する。</u></p> <p>(評価者及び調整者)</p> <p><b>第6条</b> 評価者及び評価の調整を行う者(以下「調整者」という。)は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">被評価者</th> <th style="width: 25%;">評価者</th> <th style="width: 45%;">調整者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ</td> <td>会計年度任用職員(第3条第6項に規定する者を含む。)</td> <td>会計年度任用職員が所属し、又は所属した学校の校長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p>		被評価者	評価者	調整者	省略				ウ	会計年度任用職員(第3条第6項に規定する者を含む。)	会計年度任用職員が所属し、又は所属した学校の校長		<p>(人事評価の種類及び実施の時期)</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)に対する第2項及び第3項の規定の適用については、第2項中「11月1日」とあるのは「<u>1月1日</u>」と、第3項中「5月」とあるのは「15日」とする。</p> <p>(評価者及び調整者)</p> <p><b>第6条</b> 評価者及び評価の調整を行う者(以下「調整者」という。)は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">被評価者</th> <th style="width: 25%;">評価者</th> <th style="width: 45%;">調整者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ</td> <td>会計年度任用職員_____</td> <td>会計年度任用職員が所属する_____学校 の校長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p>		被評価者	評価者	調整者	省略				ウ	会計年度任用職員_____	会計年度任用職員が所属する_____学校 の校長	
	被評価者	評価者	調整者																						
省略																									
ウ	会計年度任用職員(第3条第6項に規定する者を含む。)	会計年度任用職員が所属し、又は所属した学校の校長																							
	被評価者	評価者	調整者																						
省略																									
ウ	会計年度任用職員_____	会計年度任用職員が所属する_____学校 の校長																							

(愛媛県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部改正)

**第2条** 愛媛県立学校教職員の人事評価に関する規則(昭和33年愛媛県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																								
<p>(人事評価の種類及び実施の時期)</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)に対する第2項及び第3項の規定の適用については、第2項中「11月1日」とあるのは「<u>6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)</u>」と、第3項中「5月」とあるのは「15日」とする。</p> <p>6 <u>前項の規定により読み替えて適用する第2項の規定は、基準日前1箇月以内にそれぞれ退職し、又は死亡した会計年度任用職員についても、適用する。</u></p> <p>(評価者及び調整者)</p> <p><b>第6条</b> 評価者及び評価の調整を行う者(以下「調整者」という。)は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">被評価者</th> <th style="width: 25%;">評価者</th> <th style="width: 45%;">調整者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ</td> <td>会計年度任用職員(第3条第6項に規定する者を含む。)</td> <td>会計年度任用職員が所属し、又は所属した学校の校長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p>		被評価者	評価者	調整者	省略				ウ	会計年度任用職員(第3条第6項に規定する者を含む。)	会計年度任用職員が所属し、又は所属した学校の校長		<p>(人事評価の種類及び実施の時期)</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2～4 省略</p> <p>5 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)に対する第2項及び第3項の規定の適用については、第2項中「11月1日」とあるのは「<u>1月1日</u>」と、第3項中「5月」とあるのは「15日」とする。</p> <p>(評価者及び調整者)</p> <p><b>第6条</b> 評価者及び評価の調整を行う者(以下「調整者」という。)は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 25%;">被評価者</th> <th style="width: 25%;">評価者</th> <th style="width: 45%;">調整者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ</td> <td>会計年度任用職員_____</td> <td>会計年度任用職員が所属する_____学校 の校長</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 省略</p>		被評価者	評価者	調整者	省略				ウ	会計年度任用職員_____	会計年度任用職員が所属する_____学校 の校長	
	被評価者	評価者	調整者																						
省略																									
ウ	会計年度任用職員(第3条第6項に規定する者を含む。)	会計年度任用職員が所属し、又は所属した学校の校長																							
	被評価者	評価者	調整者																						
省略																									
ウ	会計年度任用職員_____	会計年度任用職員が所属する_____学校 の校長																							

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第1号

愛媛県文化財保護条例（昭和32年愛媛県条例第11号）第10条第1項、第26条第5項及び第38条第1項の規定に基づき、次のとおり、愛媛県指定有形文化財に指定し、愛媛県指定無形文化財の保持者として追加認定し、及び愛媛県指定天然記念物の指定の一部を解除する。

令和6年2月16日

愛媛県教育委員会  
教育長 田 所 竜 二

1 指定する有形文化財

名 称	所 在 地	所 有 者	員 数
木造金剛力士立像	松山市太山寺町1730番地	松山市太山寺町1730番地 宗教法人太山寺	2 軀
大太刀 銘 石州和貞作	今治市大三島町宮浦3327番地	今治市大三島町宮浦3327番地 宗教法人大山祇神社	1 口
大太刀 無銘	今治市大三島町宮浦3327番地	今治市大三島町宮浦3327番地 宗教法人大山祇神社	1 口

2 追加認定する無形文化財の保持者

名 称	保 持 者		
	氏 名	生年月日	住 所
砥部焼	二宮好史	昭和26年5月11日	伊予郡砥部町五本松335番地

3 指定を解除する天然記念物

名 称	所 在 地	指定を解除する区域	参 考
宇和海特殊海中資源群	宇和島市 愛南町	宇和島市の区域のうち、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条第1項の規定により指定された後及び鯉網代の各漁港の水域（次の図書に示す部分）	昭和40年4月2日指定

次の図書は省略し、その図書を愛媛県教育委員会並びに宇和島市教育委員会及び愛南町教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

雑 報

○公 告

危険物取扱者試験の実施に関する公示

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項の規定により、愛媛県知事から委任された危険物取扱者試験を次のとおり公示する。

令和6年2月16日

一般財団法人 消防試験研究センター  
理事長 長谷川 彰 一

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区 分	試 験 日	受験願書受付期間	受付場所（問い合わせ先）	提出方法
第1回	令和6年 6月23日（日）	（書面申請、電子申請とも） 令和6年4月9日（火） ～4月19日（金） 電子申請の受付時間は、受付開始日の午前9時から受付最終日の終日です。	書面申請 （一財）消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790-0011 松山市千舟町4-5-4 松山千舟454ビル5階 TEL：089-932-8808 FAX：089-935-4484 受付時間（土日、祝祭日を除く。） 9：00～17：00 電子申請（問い合わせ先） （一財）消防試験研究センター （本部）業務部電子申請室	書面申請 郵送又は持参 電子申請 インターネット利用



TEL : 0570 - 07 - 1000 (専用)  
 問い合わせ時間  
 (土日、祝祭日を除く。)  
 9 : 00 ~ 17 : 00

2 受験地、試験会場、試験種類、開始時刻等  
 次表のとおりとする。

ただし、学校の生徒等に限り、附表「学校の生徒等の試験会場等」のとおり受験することができる。

区分	受験地	試験会場	試験の種類	試験開始時刻 (集合時刻)
第1回 (R6.6.23)	松山市	愛媛大学	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	【乙種第4類(科目免除なし)】 午前10時又は午後2時半 (集合:午前9時半又は午後2時) 【その他全種類】 午前10時 (集合:午前9時半)

(備考) 乙種第4類(科目免除なし)の受験者の午前又は午後の受験指定は、消防試験研究センター愛媛県支部が行う。

附表 学校の生徒等の試験会場等

区分	受験地	試験会場	試験の種類	試験開始時刻 (集合時刻)
第1回 (R6.6.23)	新居浜市	新居浜工業高等学校	甲種、乙種第1・2・3・4・5・6類、丙種	午前10時 (集合:午前9時半)
	今治市	今治工業高等学校	同上	同上
	松山市	松山工業高等学校	同上	同上
	八幡浜市	八幡浜工業高等学校	同上	同上
	宇和島市	吉田高等学校	同上	同上

(備考) 学校の生徒等とは、大学、短期大学等を除く学校教育法第1条に掲げる学校<高等専門学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校、中学校、小学校>の生徒、及び施設入所者等で遠隔地等での受験が困難と事前に本財団の愛媛県支部が認めた受験者をいう。

3 受験願書用紙・受験案内等の配布場所

- (一財)消防試験研究センター愛媛県支部
- 愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
- 愛媛県各地方局防災対策室及び各地方局支局総務県民室
- 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部

○公告

消防設備士試験の実施に関する公示

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の9第1項の規定により、愛媛県知事から委任された消防設備士試験を次のとおり公示する。

令和6年2月16日

一般財団法人 消防試験研究センター  
 理事長 長谷川 彰 一

1 試験日・受験願書の受付期間及び受付場所等

区分	試験日時	受験願書受付期間	受付場所(問い合わせ先)	提出方法
第1回	令和6年 8月4日(日) 試験開始時刻 午前10時 (集合:午前9時半)	(書面申請、電子申請とも) 令和6年6月17日(月) ~ 6月27日(木) 電子申請の受付時間は、受付開始日の午前9時から受付最終日の終日です。	書面申請 (一財)消防試験研究センター 愛媛県支部 〒790 - 0011 松山市千舟町4 - 5 - 4 松山千舟454ビル5階 TEL : 089 - 932 - 8808 FAX : 089 - 935 - 4484 受付時間(土日、祝祭日を除く。) 9 : 00 ~ 17 : 00 電子申請(問い合わせ先) (一財)消防試験研究センター (本部)業務部電子申請室 TEL : 0570 - 07 - 1000 (専用)	書面申請 郵送又は持参  電子申請 インターネット利用

問い合わせ時間(土日、祝祭日を除く。)  
9:00~17:00

2 受験地・試験会場及び試験種類

受験地	試験会場	試験の種類
松山市	愛媛大学	甲種:特・1・2・3・4・5類      乙種:1・2・3・4・5・6・7類

3 受験願書用紙・受験案内等の配布場所

(一財)消防試験研究センター愛媛県支部  
 愛媛県民環境部防災局消防防災安全課  
 愛媛県各地方局防災対策室及び各地方局支局総務県民室  
 松山市消防局及び各市・町・地区消防本部